

令和6年度事業報告 (令和6年7月1日～7年6月30日)

I 概況

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第87条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会であり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資するという目的を達成するため、自主規制規則の制定・改正及び周知をはじめ、資金決済法等に関する照会・相談・指導、会員調査、苦情及び紛争への対応、資金決済法の法令等に関する普及・啓発、資金決済業に関する調査研究、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等の改正に関する当局との折衝・意見書の提出等、様々な事業活動を行っている。

6年8月、金融担当大臣から金融審議会会長に対し「資金決済制度等のあり方に関する検討を行うこと」について諮問があり、9月に「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」が設置された。資金移動業に関する事項として資金移動業者の利用者資金の還付手続の迅速化、第一種資金移動業の滞留規制の見直し及びクロスボーダー収納代行への規制のあり方について、前払式支払手段に関する事項として前払式支払手段の寄附への利用について審議が行われ、7年1月22日に金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告がとりまとめられて公表され、7年3月、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。

前払式支払手段は、便利で身近な決済手段として国民生活に広く浸透してきており、5年度の発行額は29兆9,003億円と前年度比1.5%の増加となっている。

また、資金移動業への参入は7年6月30日現在81社が登録され、資金移動業者の総取扱金額は、5年度10兆6,145億円と前年度比40.1%増と引き続き高い成長を遂げている。

7年6月30日現在の会員は344社（第一種会員261社（前払式支払手段発行者206社、資金移動業者77社（第一種と第二種を併営する者4社、第一種のみを業として営む者1社、第二種のみを業として営む者72社）、うち両事業を営む者22社）、第二種会員（83社））となった。

II 取引の適正化と利用者等保護への取組

1. 登録申請、変更届出、基準日報告書及び社内規則等に係る相談・指導等

会員の行政への報告・届出や社内規則等に係る相談・指導等は、協会の重要な事業活動の一つとして定着しており、6年度（6年7月1日～7年6月30日まで）は97件の変更届出書、基準日報告書、保全契約届出、廃止等届出書及び利用規約・加盟店規約・業務委託契約等に係る相談・指導等を行った。

2. 資金移動業のしおりの改訂について

5年6月に成立した「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、デジタル原則に照らした規制の一括

見直しが行われ、6年3月、資金移動業に関する内閣府令の改正において、資金移動業を廃止する場合、債務の履行の完了方法等に係る現行の公告等による情報提供に加え、協会ホームページに同様の内容を掲載する方法により公衆の閲覧に供することが義務づけられたことや受取証書について原則書面交付から書面交付又はデジタル交付に変更されたこと、また、5年5月に「未達債務の額等に関する報告書」の報告対象期間を各社の事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月末満の期間を生じたときは、その3月末満の期間）とする改正が行われたこと等を踏まえ、6年7月、これらの改正内容やパブコメに対する金融庁の考え方を盛り込んだ「資金移動業のしおり」の改訂版（第7版）を作成し、使いやすいようにA4判1冊からA5判2分冊（解説編、資料編）にした。

3. 資金決済法関係法令集(電子版)の改訂について

協会は、資金決済法、政令、内閣府令、告示（名称のみ）及び事務ガイドライン（件名、項目のみ）等で構成する「法令等に関する四段表」のほか、別紙様式・告示、金融庁事務ガイドライン、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン・FAQ、個人情報保護法の法令・ガイドライン・Q&A及び金融分野ガイドライン・実務指針・Q&Aに加え、資金決済法の政府令・事務ガイドラインの改正案及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの改正案に関するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等をとりまとめた「資金決済法関係法令集」（電子版）を作成（法令等改正に伴い隨時見直しを実施）し、会員専用ページに掲載している。

7年2月、資金決済法関係法令集(電子版)について、5年7月から7年1月までに改正された内閣府令及び事務ガイドラインの改正内容を「法令等に関する四段表」に反映させるとともに、新たに制定された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を掲載したほか、事務ガイドラインを最新のものへ貼り換える、また、前払式支払手段の事業廃止等に伴う払戻しに関する情報及び資金移動業の廃止に関する情報を協会ホームページへの掲載を義務づける内閣府令の改正等、上記のサイバーセキュリティガイドラインの制定及び「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」の新設等に関する事務ガイドラインの改正に関するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を新たに追加するなどの更新を行い、会員専用ページに掲載した。

4. コード決済サービスを悪用した返金詐欺に関する消費者への注意喚起について

6年7月、国民生活センターにおいて、ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「欠品のため、コード決済アプリを使って返金する。」等と言われ、返金手続を誘導されているうちに、「返金」してもらうはずがいつの間にか「送金」してしまっていたという返金詐欺のトラブルに関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられていることから、こうしたトラブルを防止するため相談事例、詐欺の手口、事例からみる問題点を紹介するなど消費者へのアドバイスをとりまとめて同センターのホームページにおいて公表するとともに、協会に対して「コード決済サービスを悪用した返金詐欺等による消費者被害の未然防止、拡大防止に向けた啓発活動を引き続き積極的に行うよう」要望があった。また、6年6月、政府において「国民を詐欺から守るための総合対策」を公表され、金融庁が協会や発行者と連携し

「電子マネー発行事業者等における被害防止の推進」や「電子マネーの犯行利用防止対策」の取組を推進することとされたところである。

こうしたことを踏まえ、8月、協会において、国民生活センターと連携し、協会ホームページに掲載している「ネット上で使えるプリカ（電子マネー）を悪用した詐欺にご注意」の画面の詐欺事例に、新たな詐欺の手口である「偽サイトから〇〇ペイで返金手続に誘い込む」返金詐欺を追加し、消費者への注意喚起を促すとともに、会員に対し、顧客への注意喚起等の取組について必要に応じ適切に対応するよう要請を行った。また、同月、消費者に対しより一層の注意喚起を促すため、具体的な返金詐欺の手口について同センターのホームページに掲載されているマンガ「〇〇ペイで返金？詐欺にあった話」へリンクを貼り付けた。

5. オンラインカジノに係る賭博事犯防止及び電子マネーを利用した特殊詐欺被害防止のための対応について

7年5月、金融庁及び警察庁連名で、協会を通じ、会員に対し、①オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するために、イ. 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること、ロ. オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること、ハ. 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること等の取組を実施すること、②本年4月、「国民を詐欺から守るために総合対策 2.0」がとりまとめられ、電子マネーを利用した特殊詐欺被害防止への対応が求められていることから、会員に対し、詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングや当該電子マネーの利用発見時の迅速な利用停止、警察への通報、顧客への注意喚起など、特殊詐欺被害防止に向けた態勢整備を充実・強化することについて要請があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

また、一般向けの広報・注意喚起のため、協会ホームページのトピックスに、警察庁のオンラインカジノに係るホームページを引用し、「海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内からオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪」である旨を掲載し注意喚起するとともに、オンラインカジノに関する警察庁ホームページの広報啓発用ポスター・動画及び政府広報オンラインの啓発記事の画面へリンクを貼り付けた。

6. 資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関するとりまとめ結果の公表

協会においては、令和2年12月に、会員である資金移動業者が提供する資金移動サービスを銀行口座と連携する場合において、資金移動業者側が不正防止のために講じるべき措置の考え方及び具体例等を示した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」を、また、3年4月に、第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用したことにより被害が生じた場合の補償方針等を示した「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」を策定・公表した。さらに、会員である資金移動業者に対し上記のガイドラインの趣旨に沿った対応の実施を求めるとともに、3年4月以降、四半期ベースで資金移動業者における不正取引の発生状況・補償状況等について協会への報告を求めたところである。

会員である資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の高度化とともに、不正利用が発生した場合の補償方針を策定・公表し、補償方針に沿った補償を実施していること等を踏まえ、利用者が資金移動サービスを安心して利用してもらうための利用者向けの広報活動の一環として、金融庁と緊密に連携し、所要の手続を経た上で、資金移動サービスにおける不正取引の発生状況及び被害が発生した場合の補償状況等をとりまとめて、6年9月24日に2年10月から6年3月末までの状況について、7年6月11日に2年10月から6年9月末までの状況について協会ホームページで公表した。

III 資金決済業者の経営基盤強化への取組

1. 資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

平成23年5月に始まった会員と金融庁との意見交換会は、本年度も引き続き開催され、第28回は資金移動業者関係（6年11月28日開催）について会場（金融庁会議室）とオンライン併用で意見交換が行われた。金融庁側から、総合政策局長をはじめ、総合政策局の審議官、フィンテック参事官、参事官、担当室長等、企画市場局の担当室長及び関東財務局の金融監督官、担当課長等が出席し、協会側から資金移動業者の会員各社（67社）及び協会事務局が出席した。意見交換会では総合政策局長の挨拶に続き、総合政策局のフィンテック参事官から「金融行政方針について」、金融犯罪対策連携調整官から「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化について」、参事官から「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について、「サイバーセキュリティに関するガイドラインについて」、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）について」及び「外部委託先管理の強化について」、国際資金洗浄対策室長から「FATF勧告16（クロスボーダー送金）改訂案の検討進捗について」、企画市場局のデジタル・分散型金融企画室長から「資金決済制度等に関するワーキング・グループについて」及び「令和5年金商法改正に係る政令・内閣府令（1年以内施行分）の公布について」、総合政策局の資金決済モニタリング室長から「2024事務年度における資金移動業者に対するモニタリング」について説明があり、その後、意見交換が行われた。

第29回は前払式支払手段発行者関係（6年12月12日開催）について会場（金融庁会議室）で意見交換が行われた。金融庁側から、総合政策局のリスク分析総括課長、フィンテック参事官、参事官、担当室長等、企画市場局の参事官、担当室長及び関東財務局の金融監督官、担当課長等が出席し、協会側から前払式支払手段発行者である会員から協会理事及び政策委員会の委員又はそれらの代理（計11社）及び協会事務局が出席した。意見交換会ではリスク分析総括課長の挨拶に続き、総合政策局のフィンテック参事官から「金融行政方針について」、金融犯罪対策室長から「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に対するマネロン等対策に関するモニタリング方針等について」、参事官から「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について、「サイバーセキュリティに関するガイドラインについて」、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）について」、「外部委託先管理の強化について」及び「フィッシング対策について」、国際資金洗浄対策室長から「FATF勧告16（クロスボーダー送金）改訂案の検討進捗について」、企画市場局

の参事官から「資金決済制度等に関するワーキング・グループについて」及び「令和5年金商法改正に係る政令・内閣府令（1年以内施行分）の公布について」、総合政策局の資金決済モニタリング室長から「2024事務年度における前払式支払手段発行者に対するモニタリング」について説明があり、その後、意見交換が行われた。

また、協会において、意見交換会における金融庁説明、会員の質問等及び質問等に対する金融庁の回答を議事録としてとりまとめて、会員及び金融庁との調整を経て、7年1月に資金移動業者関係、2月に前払式支払手段発行者関係に係る意見交換会議事録として会員に配信した。

2. 金融審議会「資金決済制度等ワーキング・グループ」への対応等

- (1) 6年8月19日、第53回金融審議会総会・第41回金融分科会合同会合において、金融担当大臣から金融審議会会长に対し「資金決済制度等のあり方に関する検討 — 送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと。」等が諮問され、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という。）が設置された（協会はオブザーバーとして参加）。
- (2) WGへの対応として、会員との間でWGにおける討議事項の情報共有とともに、討議事項への対応について検討等を行うために、9月10日に開催された理事会に報告の上、協会内に「資金決済制度等WGに関する検討会」（以下「検討会」という。）（19社がメンバー（資金移動業者のビジネスモデルやWGで想定される討議事項等を踏まえ関係する会員を選定））を設置した。WGにおいて「資金移動業者の破綻時の利用者資金の還付手続の迅速化」への方法として暗号資産交換業者に課されている「利用者区分管理信託」と同様の制度の導入について検討されることが想定されたことから、9月20日に第1回検討会を開催し、法律顧問（片岡総合法律事務所）から、利用者区分管理信託（利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理し、信託会社等に信託し、事業者が破綻等した場合には、あらかじめ選任された受益者代理人（弁護士等）を通じて、利用者に預託金銭の返還を行うもの）の仕組、事務負担、費用負担等について説明が行われ、メンバーとの間で質疑応答が行われた。
- (3) 6年9月25日、第1回WGが開催され、金融庁事務局から、主要な論点として、①資金移動業者の破綻時の利用者資金の還付に当たり、供託手続のみならず、銀行や信託会社から直接利用者に対して資金返還を行う方法について、②クロスボーダーの収納代行サービスに対し為替取引に関する規制の適用すること等に関する討議すべき事項の説明があり、審議が行われた。また、併せて、今後、第一種資金移動業の滞留規制のあり方、前払式支払手段の寄附への利用等についても検討される予定である旨説明があった。

第1回WGにおいて、協会から、資金移動業者の破綻時の利用者資金の還付をより迅速に行うため、現行の供託制度から、第1回WGの資料の7ページに記載があるような金融商品取引業者等に課されている顧客区分管理信託（利用者区分管理信託と同様の制度）と同様の制度に移行することとなった場合には、新たなコスト負担や事務負担が発生し、資金移動業者の経営等に与える影響が大きいと考えられることから、その影響等について資金移動業者である会員に対しアンケートを実施し、アンケート結果や会員の意見等を踏まえ、次回WG

において意見・要望を行う旨発言した。

9月26日、利用者区分管理信託と同様の制度が導入された場合の影響、当該制度の導入の適否・理由、仮に選択制となった場合の供託制度（保証、信託契約を含む）又は利用者区分管理信託への対応、第一種資金移動業の滞留規制の見直しの必要性等について、資金移動業者である会員に対しアンケートを実施した。

- (4) アンケート結果等を踏まえ、法律顧問と連携し、協会事務局の意見書案を作成し、10月10日に開催した第2回検討会において当該意見書（案）について検討した。会員から、利用者保護を軽視しているとみられないよう記載すべきとの意見があつたことから、見直しを行い、以下の意見書（案）（概要）を作成し、10月11日に検討会のメンバーに送付し意見を求めるとともに、金融庁から事前に当該意見書案を送付するよう依頼があつたことから暫定版として10月11日に送付した。検討会のメンバーから意見はなく10月15日に了承された。10月16日に政策委員会の委員に対し当該意見書案を送付した。

＜意見書（案）の概要＞

① 資金移動業者の利用者資金の還付手続の迅速化への対応について

イ. アンケートへの回答があつた57社についてみると、信託会社等から直接返還する方法が導入された場合、事業内容の見直しが必要となるとの回答が26社、事業継続が困難となるとの回答が5社となっており、さらに、供託制度との選択制の導入についても、信託会社等から直接返還する制度を導入する場合のコスト負担・事務負担増を上回るメリットが見いだせないと等から、現行の供託制度以外の制度を導入すべできはないと意見が16社あつた。その理由等として、信託会社等に金銭信託を行うための資金繰り等への影響が大きく、信託契約時の審査、分別管理監査に係る事務やシステム改修が必要となり、さらに信託報酬、監査費用等のコスト負担の増加に伴い事業内容の見直しを余儀なくされたり、事業の継続を困難にさせる事態を招きかねないと意見が会員から寄せられた。また、利用者利便への影響として、これらのコスト負担等に対応するため、送金手数料や加盟店手数料の引上げ等が必要となる事態につながりかねず、利用者利便を損なわせる可能性があるとの意見が34社の会員から寄せられた。

ロ. 上記のアンケート結果や会員の意見等を踏まえた協会事務局の意見は次のとおり

(イ) 信託会社等から直接返還する制度の導入は、そのコスト負担の増加等に伴い事業内容の見直しを余儀なくされたり、事業の継続を困難にさせる事態を招きかねず、その結果として利用者利便を損なわせる可能性が高いと考えられる。

(ロ) 供託制度との選択制についても、会員から現行の供託制度以外の制度は導入すべきではないとの意見が寄せられており、仮に、今後、信託会社等から直接返還する制度に一本化されるような事態が生じる場合には、大幅なコスト負担増等により収益悪化を招き利用者利便の低下や事業の継続に支障が生じうる可能性があり、ひいては、イノベーションの促進の阻害や、これまで拡大してきたキャッシュレス社会の実現にも支障を与えかねないと考えられる。一方、利用者保護の観点からは、既存の供託制度における還付手続の期間の短縮が可能であるかの検討のほか、直接返還する方法が供託制度と比較して、利用者資金の還付手続がどの程度迅速化されるのか、また、迅速化を重視することにより、還付の確実性や安全性が損なわれるなどの利用者に不利益が及ぶことがないかといった点なども含め、十分な検討が必要と考えられる。

(ハ) 以上を踏まえると、信託銀行等から直接返還する方法の導入については、供託制度との選択制を含め、利用者保護の観点にも配意しつつ、資金移動業者の健全な事業の継続や利用者利便の向上に支障が生じることがないよう、慎重かつ十分な検討・配慮をお願いする。

② 第一種資金移動業の厳格な滞留規制の見直しについて

協会において、会員に対し厳格な滞留規制の見直しについてアンケートを実施したところ、見直しの要望が寄せられているところであります、顧客の利便性向上と利用者保護のバランスに配意しつつ、イノベーションを促進する観点からも、厳格な滞留規制の緩和について検討を行うことは有用と考えております、前向きな検討をお願いする。

(5) 10月15日、協会の意見書（案）に対し、金融庁から、「滞留規制の緩和と利用者資金の還付手続の迅速化はセットで検討すべきものと考えており、協会事務局が還付手続の迅速化について反対していると受け取られる意見書を提出するということになれば、金融庁としては還付手続の迅速化と滞留規制の緩和の両方とも実施できないと考えている。このため、第2回WGでは協会事務局として検討中であり、追って意見を述べるという方法はとれないか。」との話があった。これに対し、協会事務局から「反対ではなく慎重な検討をお願いすると言っている。また滞留期間の延長の容認と還付手続の迅速化は第一種資金移動業の話であり第二種資金移動業も含めセットというのは理解できない。いつのWGで発言を認めるとの確約もない中、第2回WGでは発言ができないというのは会員に説明できないし理解も得られない。」旨回答し、平行線となり、協会事務局からその事態を何とか打開できないかと考え、16日に協会事務局から「慎重かつ十分な検討」の「慎重」を削除する等の案を提示したが、金融庁の理解は得られなかった。同日、金融庁から企画市場局長にあげた結論として「第2回WGで協会事務局の意見書の掲載は認められない。また意見書と同旨の発言も認められない。」との通告があった。

16日、この通告の内容及び意見書案については、検討会メンバー、政策委員会の委員、協会役員にメールで報告した。

(6) 10月17日に第2回WGが開催され、金融庁から、資産保全規制の見直し及び第一種資金移動業の滞留規制の見直しについて討議すべき事項として示され、審議が行われた。

① 資産保全規制の見直し（利用者資金の還付手続の迅速化）

イ. 利用者の利便性確保及び資金移動業者による選択肢を増やす観点から、供託による返還手続や供託命令は残しつつ、信託会社等や銀行等から直接返還する方法についても認めることについてどのように考えるか、ロ. 「供託」と「保証機関による直接返還」を併用した場合、利用者に不利益が生じうことから、保証機関が弁済により代位を行うときは、資金決済法上の優先弁済権の対象から外すことについてどのように考えるか、ハ. 前払式支払手段発行者の発行保証金の保全方法については、高額電子移転可能型前払式支払手段でない限り本人確認義務が課されておらず発行者が債権者の情報を正確に把握できないことから、引き続き国が各利用者に対して還付手続を実施する現行手続により、資金の返還を行うこととしてはどうか。

② 第一種資金移動業の滞留規制の見直し

イ. 滞留規制の趣旨を踏まえつつ、利用者の利便性等を考慮し新たな資産保全方法（保証機関による直接返還等）を採用する第一種資金移動業に1か月程度の滞留を認めることについてどのように考えるか、ロ. 「資金を移動する日」は依頼時点では必ずしも具体的に指定できない場

合等があることから、「資金を移動する期限」の指定も認めることについてどのように考えるか、ハ、第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業について、滞留規制の趣旨の逸脱を防止する措置がなされている前提の下、第二種資金移動業に係る資金の第一種資金移動業に係る資金への振替えを認めることについてどのように考えるか。

委員は、上記①のイの論点については概ね賛成との意見であったが、新たな保全方法が過度なコスト負担とならないよう検討が必要といった意見、新たな保全方法が加わり保全方法が複雑となることから利用者が理解できるよう適切な情報開示や説明が必要といった意見があった。①のロ及びハについては概ね賛成との意見であった。②の論点について、概ね賛成との意見であったが、滞留期間の延長により滞留資金が増加した場合の保全必要額の算定と実際の保全措置までのタイムラグ（2営業日）により保全不足が生じ得るリスクへの対応が必要との意見や滞留期間は1か月では厳しく2か月程度が必要との意見があった。その他の論点については特段の異論はなかった。

- (7) 10月24日、第3回WGが開催され、立替サービスの規制のあり方及び外国の金融機関等のシンジケートローンの参加にあたり日本国内に営業所の設置等を求める現状の規制のあり方が討議すべき事項として示され、審議が行われた。
- (8) 金融庁の通告を受けて、会長、片岡顧問にこれまでの経緯等について説明し、今後の対応として、あらためて協会事務局の発言案を作成し、検討会のメンバー、政策委員会の委員、協会役員に展開し、了承を得ていくこととなった。このため、法律顧問と連携し、以下のとおり発言骨子案を作成し、検討会に送付し、11月1日に第3回検討会を開催し、検討を行った。

＜発言骨子案＞

イ. 資金移動業者の利用者資金の還付手続の迅速化への対応については、供託による返還手続や供託命令は残しつつ、信託会社等や銀行等から直接返還する方法についても認めることについては、資金移動業者による選択肢を増やし、利用者の利便性確保及び利用者保護に資するものであることから、賛成する。なお、実際に新たな資産保全方法が多くの資金移動業者に利用されることで、還付手續が迅速化され、利用者保護に資することになるよう、コスト・事務負担の両面で資金移動業者が選択しうる制度となるような柔軟な工夫が行われることを期待する。

ロ. 第一種資金移動業の厳格な滞留規制の見直しへの対応については、協会において、会員に対し厳格な滞留規制の見直しについてアンケートを実施したところ、見直しの要望が寄せられているところであり、顧客の利便性向上と利用者保護のバランスに配意しつつ、イノベーションを促進する観点からも、厳格な滞留規制の緩和について検討を行うことは有用と考えており、前向きな検討をお願いする。

この発言骨子案について、検討会のメンバーから利用者資金の還付手続の迅速化に係る発言骨子案について異論はなかった。一方、検討会メンバーから、金融庁事務局案の「第二種資金移動業に係る資金の第一種の資金移動業に係る資金への振替の許容案」に対する要望として、上記のロの滞留規制の見直しに関する発言骨子案に「特に第二種資金移動業の資金の第一種資金移動業に係る資金への振替えについては、利用者保護に資する新たな保全方法が検討されていることに合わせ、利用者利便についても一層配慮した、実用的な制度が立案さ

れることを期待する。」旨を追加する提案があり、11月8日、追加した案について検討会のメンバーに意見を求めたが、意見はなかったことから、追加した発言骨子案を協会事務局の案としてとりまとめた（11月12日）。

11月13日、政策委員会の委員に対し、発言骨子案等を送付し意見を求めたが意見はなく当該案でもって了承された（11月18日）。

発言骨子案について、会長の了承を得て、11月25日、当該発言骨子案等を協会役員に送付し意見を求めたが意見はなく当該案でもって了承された（11月29日）。

- (9) 11月7日、第4回WGが開催され、金融庁事務局から、クロスボーダー収納代行への規制、前払式支払手段の寄附への利用等が討議すべき事項として示され、審議が行われた。

＜金融庁事務局案：前払式支払手段への寄附への利用の論点＞

- イ. 前払式支払手段の寄附への利用を認めることについてどう考えるか。利用を認める場合、寄附金受領者の限定や上限額の設定（金融庁事務局案：寄附金受領者は、国、地方公共団体、認可法人を対象とすることが考えられるか。その他に広げる余地はあるか。上限額を1回あたり1万円～2万円とするはどうか。）についてどう考えるか。
- ロ. 寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等の悪用リスクを軽減するために、追加的に措置を講じることが考えられるか。

これに対し、委員は賛成との意見であったが、オブザーバーから受領者の範囲や金額をもう少し緩和できないかとの意見があった。

- (10) 11月21日、第5回WGが開催され、暗号資産等の売買・交換の媒介のみを行う者への規制の見直し、預金取扱金融機関による電子決済手段（ステーブルコイン）の発行について等が討議すべき事項として示され、審議が行われた。

- (11) 12月9日、第6回WGが開催され、事務局から、①第一種資金移動業の滞留規制の緩和案（1か月程度の滞留を認める案）に係る委員の意見（保全必要額の算定と実際の保全措置の間に2営業日以内のタイムラグにより保全不足が生じることがないようにする対応、また、滞留期間の延長には1か月では厳しく2か月程度必要）に対する対応案、②クロスボーダー収納代行の規制案（クロスボーダー収納代行を引き受けた者が為替取引の行為者であり、当該者を原則として資金移動業の登録を必要とする案）に係る委員の意見（利用者保護上問題となるような具体的なケースを把握した上で必要な規制体系を議論し、問題がないケースは適用除外とするなどリスクに見合った規制対象・枠組みを検討すべき）を踏まえ、以下のような事務局案が示されるとともに、これまでのWGでのほぼ意見に一致をみた論点や引き続き検討すべき課題を整理した資料が配付され、審議された。また、協会事務局から、上記(8)に記載した「発言骨子案」に基づき発言を行った。

＜金融庁事務局案＞

イ. 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

(イ) 新たな資産保全方法（保証機関から直接返還等）を採用することに加え、以下を認めることについてどう考えるか。

A ((B) の体制を踏まえた) 破綻時の損失等のリスクを利用者に説明すること

B 資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、早期にかつ高い確実性をもって利用者の資金の返還ができるようにするために、具体的には以下の(A)及び(B)

の体制整備を行うこと

- (A) 「早期に返還する体制」・・・滞留期間の延長を利用する第一種資金移動業者に対し、利用者の債権額の管理と、利用者の連絡先や口座情報の把握等を求める。
- (B) 「高い確実性をもって返還する体制」・・・次の a から c のいずれかの措置を講じる。
 - a 受け入れた資金がその時点で保全額を超える場合、資産保全等されるまでの間、その超える部分について、預貯金等により分別管理する。
 - b (信託の場合) タイムラグを 2 日から 1 日以下にする。
 - c 利用者から受け入れることが想定される資金以上の額(「想定上限額」)を保証や信託により保全させる。

(ロ) 延長後の滞留期間として、マンスリークリアの商慣習を考慮し「1～2か月程度」とすることが考えられる。

ロ. クロスボーダー収納代行への規制のあり方について、

クロスボーダー収納代行のうち、「金銭債権の発生原因の成立に関与しない」者が行うものは、基本的には、銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられ、国際基準設定主体における議論も踏まえ、一定の金融規制下に置くべきと考えられる。従って、クロスボーダー収納代行業者のうち「金銭債権の発生原因の成立の関与しない」者について、規制対象外とされるもの（エスクロサービス、経済的一体性等が認められる者が収納するクロスボーダー収納代行（資本関係のある者が行う収納代行等）、他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されるもの）を除き、為替取引規制を適用し、資金移動業登録を要することとしてはどうか。

委員から、イについては特段の意見はなかったが、ロについては、複数の委員からクロスボーダー収納代行の規制対象となる範囲、適用除外とする根拠等を明確にする必要があるのではないかと意見があった。

なお、金融庁事務局が示した利用者資金の還付手続の迅速化への対応や前払式支払手段の寄附への利用については、委員から特段の異論はなかった。

(12) 12月24日、第7回WGが開催され、事務局から報告書案が示され、委員から意見等があつた「クロスボーダー収納代行の規制のあり方」のとりまとめ案について審議が行われ、委員の賛同を概ね得たことから、座長一任となり、一部修正のうえ、とりまとめを行うこととした。

＜クロスボーダー収納代行の規制のあり方に関する金融庁事務局とりまとめ案＞

金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、基本的には為替取引規制を適用すべきと考えられる。ただし、資本関係がある等、受取人との経済的一体性が認められるものが行う者が行うクロスボーダー収納代行等については、オペレーションリスクやAML／CFT上のリスク等が必ずしも高くないこと、他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されているもの（クレジットカードのイシュア・アクワイアラ間の清算業務等）については、他法令で一定のリスク軽減措置が図られていると考えられることから、直ちに為替取引に関する規制を適用する必要は高くない（適用除外）と考えられる。

現時点では為替取引規制が適用されるべきクロスボーダー収納代行の類型としては、①海外EC

取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行、②インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行等が考えられる。(その他の類型として海外オンラインカジノの賭金の収納代行、海外投資事案の収納代行も該当するが、これらは取締りの対象となる。)

なお、上記①及び②において適用除外に該当する場合もあり得るが、上記①の具体的なサービスについての規制の要否は、機能やリスクの観点から、個別の取引態様やビジネスモデルに応じて判断されるべきものと考えられ、上記②は、インバウンド旅行者の国内における決済がクレジットカードで行われ、国内事業者が割賦販売法上の規制下にある場合などは、他法令によるリスク軽減措置等も踏まえて規制の要否が判断されるものと考えられる。

- (13) 7年1月22日、金融庁から、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」がとりまとめられて公表された。
- (14) 7年3月、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」を踏まえ、破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化等を規定する「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されたことから、その旨会員に対し情報提供を行った。また、6月6日に「資金決済する法律の一部を改正する法律（改正資金決済法）」が可決・成立し、6月13日に公布された。
- (15) 改正資金決済法の施行に伴い、クロスボーダー収納代行を行う事業者は、内閣府令で定める適用除外に該当する場合を除き、資金移動業の規制が適用されることになることを受け、事業者から「具体的にどのようなビジネスが規制の対象となるのか。」などについての相談が金融庁に寄せられていることを踏まえ、7年6月、金融庁において、「クロスボーダー収納代行に関する相談窓口」の設置について公表されたことから、会員に対し、その旨情報提供を行った。

3. 金融庁事務ガイドラインの改正等への対応

- (1) 5年11月に改正された金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条において、銀行等と同様に前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対して顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することが義務づけられたことに伴い、6年6月、前払式支払手段発行者関係及び資金移動業者関係の事務ガイドライン等において、「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」が新設され、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め顧客に対して誠実かつ公正に業務遂行することを求める改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。7月、会員から寄せられた質問・意見等をとりまとめて政策委員会の委員の了承を得た上で、金融庁に提出した。10月、パブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。
- (2) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づき、各省庁において登録簿等をインターネット上において閲覧・縦覧に供することを可能とする見直しが行われているところ、6年10月、金融庁から、前払式支払手段発行者関係又は資金移動業者関係に関する事務ガイドラインにおいて、自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿、資金移動業者

登録簿について、電子メール等での申請により縦覧を可能とすることとし、そのために必要な手続に関する改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。12月、パブリックコメントの結果等が公表されたことから会員に対しその内容について周知を行った。

4. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応

- (1) 6年7月、警察庁から金融庁を通じ、FATFにおいて、「NRA (National Risk Assessment 国のリスク評価) ガイダンスの改訂作業プロジェクト」に関してパブリックコメントを実施しているとして、会員に対しFATFがパブリックコメントを行っていること及び意見等を提出する際のFATFのサイトの周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (2) 10月、金融庁の金融犯罪対策室長から、資金移動業者である経営陣向けに、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」と題し、説明会が開催され、金融庁の取組として、①態勢整備が完了しているかどうかマネロンターゲット検査等を通じ確認していくこと、②有効性検証の参考となる考え方や取組事例を整理し、公表・共有に向けた検討を進めることについて説明があり、また、経営陣向けに、③整備した基礎的な態勢は、今後の有効性の土台・前提となるものであり、まずは、整備した態勢が着実かつ継続的に運用され、形式的な運用となっていないか確認し、その高度化に努めること、④金融機関等は自らの提供するサービスを犯罪組織に悪用させないよう金融犯罪対策を「自分事」と捉えて対応すること、⑤自ら他金融機関との連携・情報共有を推進すること等に取り組むことが必要である旨説明があり、会員との間で質疑応答が行われた（参加者 69社 102名）。

協会において説明会の内容を議事録としてとりまとめ、質問等をした会員及び金融庁との調整を経て、11月、説明会議事録として資金移動業者である会員に対し配信した。

- (3) 11月、協会において金融庁と連携しとりまとめた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインで対応が求められる事項に関するコンメンタール」（コンメンタール）について、6年4月に改訂されたFAQの内容及び6年3月に開催された金融庁の説明会で示された留意点を反映させたコンメンタール（第2版）に更新し、会員に周知した。
- (4) 7年1月、金融庁等からマネロンに関する態勢整備に関して、コンメンタールで求められている事項が自社の規程に反映されていない等、対応が不十分な事例が見受けられるとの情報提供があったことを踏まえ、協会において、金融庁及び関東財務局と連携し、「マネロン等対策に係る勉強会」を開催し、資金移動業者である会員に対し、協会から規程整備にあたっての注意点について説明し、関東財務局から、検査事例を踏まえて規程等の定めがない又は粒度が不足している事例等について、金融庁から、検査指摘事例を踏まえた規程整備以外の事項（求められる水準を満たしていない事業者が多かった項目（例えば検討資料等の証跡を残すこと等）について説明（その他勉強会の録画を1か月間配信）があり、その後質疑応答が行われた（参加者 74社、210名）。

- (5) 7年2月に第14回マネロン対応高度化官民連絡会がオンラインで開催され、警察庁から

疑わしい取引の届出・活用状況及び令和6年犯罪収益移転危険度調査書について、財務省からFATF第5次審査に向けた対応、金融庁からFATFにおける政策的議論の動向並びに金融犯罪広報及び有効性検証について、全銀協からAML・金融犯罪対策に関する取組状況について、マネロン対策共同機構から同機構の取組について、全信協、全信組中央協会からそれぞれの協会におけるAML/CFT対応への支援状況について説明があり、意見交換が行われた。また、5月、連絡会の資料について会員に対し情報提供を行った。

(注) 平成30年4月、金融庁、3メガ、銀行・信金・信組の金融団体等をメンバーとし、財務省・警察庁・法務省・日銀、その他の金融団体をオブザーバー（協会もオブザーバー）とする「マネロン対応高度化官民連絡会」が設置され、金融機関のマネロン・テロ資金供与対策について、銀行界全体としての認識を一つにすべく、同連絡会で情報共有・意見交換が行われている。

- (6) 協会が会員向けに6年1月に策定したマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）は、社内規程記載例及び留意点で構成されているが、金融庁から、財務局の検査において、会員のマネロン等規程において、社内規程記載例のみを自社の規程に反映し、留意点の記載事項を自社の規程に盛り込んでいない会員が少なくないとしてマネロン等対策に係る資金移動業界の底上げのための規程整備について、更なる支援要請があつたことから、7年1月、理事会の承認を得た上で、7年2月、協会からコンサルティングファームに対し、社内規程記載例に留意事項を盛り込んだ「基本規程」の改訂版の策定を依頼した。コンサルティングファームによる上記マネロン基本規程（参考例）の改訂に際し、金融庁と連携し、協会も改訂内容の見直しについて関与・協働し、7年5月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）」及び「顧客受入方針（参考例）」の改訂版を策定し、会員に提供した。また、コンサルティングファームの担当者を講師とする説明会を開催し、会員に対し、7年4月、コンサルティングファームの担当者から、リスク評価書と顧客リスク格付、取引モニタリングの関係、顧客リスク格付及び取引モニタリングにおいて想定される実務的な取組や観点について詳細な説明及び質疑応答（参加者84社、309名）が行われ、同年5月、上記基本規程（参考例）及び顧客受入方針（参考例）の改訂内容やリスク評価書作成に係る留意点等について、詳細な説明が行われた（参加者91社、308名）。
- (7) 7年1月、金融庁において、今後、金融機関等においては、直面するマネロン等リスクに応じて、継続的に態勢を維持・高度化することが重要であるところ、マネロン等ガイドラインでも対応を求めている「有効性検証」の取組を促進することが重要との考えから、金融機関等向けに「有効性検証」の考え方や今後の当局との対話の進め方等がとりまとめられた「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。3月、金融庁において、パブリックコメントの結果を踏まえ修正のうえ策定された「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」、併せて、金融機関等や有識者との対話等を通じて得られた事例をとりまとめた「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」が公表されたことから、会員に対し、これらについて情報提供を行った。また、4月、金融庁によるこれらの公表文書に関する説明会が開催され、会員が参加した。

- (8) 7年2月、金融庁から、「疑わしい取引の参考事例」について、金融機関等におけるリスク動向や昨今の金融犯罪傾向等を踏まえ、「真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」等に新たな事例を追加した改訂案を示され、会員に対しコメント依頼があったことから、会員に対しコメントを求めたところ、コメントの提出があったことから、3月に会員のコメントを金融庁に提出した。
- (9) 7年2月、FATFによる再市中協議文書「FATF勧告16の改訂に関する説明文書及び勧告改訂案」が公表されたことから、本再市中協議文書に意見等がある場合には、FATF事務局あてに提出するよう（協会には写しを提出）周知を行った。また、7年3月、金融庁から、資金移動業者、前払式支払手段発行者を含む預金取扱金融機関等及び業界団体等に對し、FATF勧告16の改訂再市中協議文書（7年2月公表）の概要（主な改訂項目：①決済ビジネスモデルの変化を踏まえた決済の始点・終点及び各主体の義務の明確化、②送金人・受取人情報の内容・質の改善、③カード決済への勧告16適用範囲の見直し）について、オンラインによる説明があり、同再市中協議文書についてのFATFへの質問や意見等を提出するよう要請があった。

7年6月、FATFから、FATF勧告16の改訂を「Payment Transparencyに関するFATF勧告16の改訂」としてとりまとめて公表された。主な改訂項目はクロスボーダー送金に係る始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、送金人・受取人情報の内容・質の改善、受取人情報の整合性の確認、カード決済に関する勧告16適用除外の規定の見直し等である。

今後、FATFにおいては、当該勧告を踏まえ、より詳細なガイダンスの作成を進めいくこととされ、当該勧告の実施に向け、官民それぞれで必要な対応に鑑み、2030年末を対応期限の目途としてリードタイムをとりつつ、必要に応じてFATFが期限を修正することとしている。

5. 犯罪収益移転防止法等への対応

- (1) 6年8月、警察庁から金融庁を通じて、マイナンバーカードが犯収法施行規則第7条第1号イにおいて本人確認書類の一つとして規定されているが、昨今、精巧に偽造されたマイナンバーカードが悪用されている実態に鑑み、今般、デジタル庁からマイナンバーカードに組み込まれたICチップ情報の読み取りが可能となる「マイナンバーカード対面アプリ」（券面情報を読み込むことによってより厳格なマイナンバーカードの真正性を確認）について、無料で提供が開始されたとして、当該アプリの活用について検討が行われるよう周知依頼があつたことから、その旨会員に対し周知を行った。
- (2) 8月、金融庁から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行等に伴い、警察庁において、①健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となることから、本人確認書類について定める犯収法施行規則第7条第1号ハから健康保険証を削除するとともに、改正法の一部施行等の際に現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設

けること、②申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードは顔写真が表示されないこととなることから、顔写真のない本人確認書類に位置づけること等に関する犯収法施行規則等の改正案がパブリックコメントに付されたとの連絡があったことから、会員に対し、意見募集を実施した。11月、パブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

- (3) 11月、犯収法施行規則等において本人確認書類として規定されていた「運転経歴証明書」について、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限定する改正が行われた（施行日7年3月24日）ことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (4) 12月、国家公安委員会において毎年作成・公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書（令和6年版）」が公表されたことから、記載内容の更新や充実が行われた主な事項を明記し、会員に対し周知を行った。また、同月、警察庁のホームページに「犯罪収益防止法の概要」が掲載・公表されたことから、見直しが行われた箇所を明記し、会員に対し情報提供を行った。
- (5) 7年3月、警察庁から、犯罪収益移転防止法上の顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、①自然人の場合、顧客から写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌の画像の送信を受ける方法や顧客等から現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の種類の写しの送付とともに取引関係文書を顧客の住居宛てに転送不要郵便等を送付することにより確認する方法を廃止し、②法人の場合、登記事項証明書等及び本店等に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法について、登記事項証明書等は原本のみを認める犯収法施行規則の一部改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を行った。会員から意見等の提出があったことから、政策委員会の委員の了承を得た上で金融庁に提出した。6月、警察庁から、パブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。
- (6) 7年3月、警察庁から、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和6年）」及びその概要版が公表されたことから、会員に対し情報提供を行った。
- (7) 7年5月、警察庁から、番号利用法等の改正により、個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）をスマートフォンに搭載できることとなったことを踏まえ、カード型代替電的記録による本人特定事項の確認方法を新たに規定するなどの犯収法施行規則の一部改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。6月、会員から質問・意見が寄せられたことから、政策委員会の了承を得た上で、警察庁に提出した。同月、警察庁から、パブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。
- (8) 7年5月、警察庁から金融庁を通じ、現時点における犯収法施行規則の本人確認方法に係る各規定の見直しの方針について連絡があったことから会員に対し情報提供を行った。
- (9) 7年6月、警察庁において、犯罪収益移転防止法施行規則の改正（新たな技術（カード代替電磁的記録）を用いた本人特定事項の確認方法の新設等）を踏まえ、犯罪収益移転防止法の概要が一部変更され公表されたことから、会員に対し変更部分を記載し、会員に周知を行

った。

6. 改正外為法等への対応

- (1) 5年11月、財務省において、改正外為法の成立に伴い外国為替取引等取扱業者遵守基準による制裁措置に係るリスクベースでの対応や態勢整備が外為法令に基づく義務として明示的に求められることとなったことを受け、外国為替取引等取扱業者遵守基準を含む外為法令等の遵守に関する考え方や解釈を示すとともに、外為検査を行う検査官の検査指針を示すものとして再整理した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及び「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A」(以下「Q&A」という。)が制定されたところである。6年7月、財務省から、告示改正(ウクライナ情勢に関する外為法に基づく措置)や財務省等所管省庁から「北朝鮮IT労働者に関する企業等に関する注意喚起」が公表されたことを踏まえ、ガイドライン及びQ&Aを一部改正したとの連絡があったことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。
- (2) 6年12月、財務省において、拡散金融リスク評価書について、日本における脅威として「北朝鮮からの不正輸入に係る事例」や「北朝鮮IT労働者に関する現状、注意すべき点、我が国政府の対応、資金獲得額等」を新たに追加するなどの更新が行われ公表されたことから、会員に対し情報提供を行った。
- (3) 7年4月、財務省から、実効的かつ効果的な外為検査を実施していくため、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に関するオフサイトモニタリングを実施するためにとりまとめたモニタリングの様式(4種類)について、外国送金を行っている資金移動業者である会員に対しコメントの募集依頼があり、コメントを求めたところ、会員からコメントが寄せられたことから財務省に提出した。7年6月、財務省から会員より寄せられたコメントについて回答があったことから、会員に還元した。
- (4) 7年6月、財務省から、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&Aについて、「被仕向送金に対する確認義務の履行に係る留意点」及び「海外支店における確認義務の履行に係る留意点」に係るQ&Aを追加する改訂を予定しており、会員に対し質問・意見の募集依頼があったことから、会員に対し質問・意見等の募集を行った(質問・意見はなかった。)。同月、財務省主催で資金移動業者に対し「外国為替検査で検知した不備事例等に関する説明会」が開催された。

7. 金融分野におけるサイバーセキュリティガイドラインの制定及び演習の実施について

- (1) 6年6月に、資金決済業者を含む金融機関等のサイバーセキュリティ対策の強化を促進していくため、金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン案等がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。7月、会員から寄せられた質問・意見をとりまとめて政策委員会の了承を得たうえで、金融庁に提出した。10月、金融庁からパブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

(2) 平成27年7月、金融庁では「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組の一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成28年から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施している（元年度から前払式支払手段発行者及び資金移動業者も参加）。

6年度においては、最新の脅威動向を踏まえつつ、経営層、システム部門を含む複数部署（総合企画部、広報等）に跨る実際のインシデント発生時に想定される社内外の情報連携や初動対応、サイバー攻撃に係る分析、封じ込め・根絶対応、顧客対応、復旧対応等が検証できるものとし、また、主にシステム部門において、必要に応じて外部委託先とも連携しつつ、インシデント発生時に必要となる技術的対応が検証できるものとすることとされた。金融庁から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対して、協会を通じ参加要請を行うよう依頼があったことから、協会において、複数の会員に対し参加への働きかけを行い、6年10月に複数の会員（16社）が金融業界横断的サイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）に参加した。7年5月、金融庁から前払式支払手段発行者及び資金移動業者に係る金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習結果について評価観点別の傾向をとりまとめたフィードバック資料が送付されたことから、前払式支払手段発行者及び資金移動業である会員に対し、情報提供を行った。同月、金融庁の担当官から、上記フィードバック資料を基に、前払式支払手段発行者及び資金移動業である会員に対し、演習の実施概要、業界全体の傾向・認められた課題及び良好事例等について説明があり、事前質問について回答があった（参加者 72社 228名）

8. 内閣サイバーセキュリティセンターの全分野一斉演習等について

(1) 4年6月に開催されたサイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、金融分野において銀行、保険、証券に加えて、主要な資金移動業者及び主要な前払式支払手段発行者（以下「主要な資金決済業者」という。）が重要インフラ事業者に追加された。主要な資金決済業者が重要インフラ事業者に追加されたことに伴い、協会が資金決済セプター（主要な資金決済業者で構成）の事務局の役割を担うことになり、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局である内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が主催する全分野一斉演習に関与することとなった。

このため、5年度に続き、6年8月、金融庁及びNISCから、協会を通じ、会員である主要な資金決済業者に対し、6年度全分野一斉演習及び疑似体験プログラムへの参加募集の案内依頼があり、会員に募集要項の送付及び参加募集の案内を行ったところ、会員から全分野一斉演習への参加の申込みが15社、疑似体験プログラムへの参加の申込みが6社あった。12月5日に全分野一斉演習が実施され、会員14社が参加した。

また、6年11月にセプター及び重要インフラ所管省庁との情報共有体制の強化を通じた重要インフラ防護能力の維持・向上を目的として、NISC、金融庁、協会及び主要な資金決済業者において、NISCから送付される訓練情報（注意喚起）の疎通状況の確認を行う疎通訓練を行った。

(2) NISCは、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向

けた取組を「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」としてとりまとめている。N I S Cから、重要インフラ事業者に対し、重要インフラにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準等の浸透状況を確認するために、昨年度に続き、預金取扱金融機関等のセプターに加え、資金決済セプターについても「重要インフラにおける安全基準等の浸透状況等に関する調査（6年度）」について金融庁を通じて協力依頼があったことから、10月、主要な資金決済業者である会員に対し、調査票及び関係資料を送付し、調査への協力依頼を行った。

(3) 7年2月、N I S C等から金融庁を通じ、6年12月から7年1月の年末年始にかけて金融機関等に対するD D o S攻撃が相次いで発生していることを受け、被害を抑えるための対策、被害を想定した対策等を参考の上、導入している機器やシステムの設置見直し及び脆弱性の有無の確認、ソフトウェアの更新など身近な対策を進めることについて、また、同年1月、警察庁と連名でMirrorFaceによるサイバー攻撃への注意喚起があったことから、会員に對しその旨注意喚起を行った。さらに、6年7月以降、マイクロソフト製品、Fortinet 製品、Palo Alto Networks 製品、Ivanti 製品のソフトウェア等に関する脆弱性の情報提供や注意喚起とともにこれら対象ソフトウェアを最新のバージョンに更新すること等の要請があったことから、会員に對しその旨周知を行った。

9. 金融機関の内部監査高度化に関する懇談会について

6年9月、金融庁がとりまとめて公表した「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」では、引き続き、金融機関に対して深度あるモニタリングを進めるとともに、内部監査の高度化を促していく方針とし、内部監査に関するモニタリング結果や国際的な動向も踏まえて、「現状と課題」（注）の更新（段階別評価の見直しを含む。）の必要性等を検討していくこととされた。

6年12月、「現状と課題」の更新等に関し、関係機関や外部有識者との議論を通じて、信用を前提とする金融機関全体の内部監査水準の向上を促し、国内外のステークホルダーの信頼確保に資するような目線を提示するとともに、金融セクター以外の事業会社や海外金融当局も活用できる目線を提供することを目的に、金融庁を事務局とする「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」が設置された。

7年1月に開催された第1回懇談会、2月に開催された第2回懇談会において、本協会を含む各金融団体から、懇談会のテーマである、①段階別評価の水準と課題、②内部監査の目指すべき姿等に関する意見等について、内部監査人協会からグローバル内部監査基準について説明があり、質疑応答が行われた。なお、協会から、第2回懇談会において、会員へ行ったアンケート結果をとりまとめて、会員の内部監査の実情、懇談会のテーマに対する意見等について報告を行った。第3回及び第4回懇談会において、コンサルティング会社からあるべき内部監査の姿、評価目線、段階別評価の受け止め等について説明があり、質疑応答が行われた。

5月に第5回懇談会が開催され、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」の骨子案及び報告書案が示され、協会をはじめ参加している各金融団体等から報告書案等に対する評価・意見や要望等があった。6月20日、金融庁において、「金融機関の内部

監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」がとりまとめられ、公表された。

（注）「現状と課題」とは、金融庁において、元年6月に金融庁のモニタリング結果や外部有識者から得た知見等を踏まえ、とりまとめて公表された「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」のことであり、そこでは内部監査の水準について、第一段階から第四段階までのそれぞれの評価が示されている。

10. マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について

7年5月、デジタル庁、警察庁、総務省、法務省、外務省及び厚生労働省から、金融庁経由で、マイナンバーカードの利活用として、①マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行したこと、②マイナポータルからのパスポートの新規申請・更新が可能となつたこと、③公金受取口座の登録ができること、④マイナンバーカードと運転免許証の一本化が開始されたこと、⑤マイナンバーカードのスマートフォン搭載サービスが拡大されたこと等、マイナンバーカードの活用場面が拡大しており、更なるマイナンバーカードの活用等に向けた積極的な周知依頼があったこと、及び民間サービスにおいてマイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないサービスがある場合には、本人確認書類として位置付けられるように必要に応じ取り組むよう依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

11. フィッシング対策の強化について

6年12月、金融庁及び警察庁から、フィッシングの手口がますます巧妙化し、被害が急増している情勢に鑑み、会員に対し、利用者保護のため、自組織におけるフィッシング対策の有効性を点検の上、D M A R C の計画的な導入によるなりすましメールの対策をはじめとする各種対策の更なる強化に取り組むよう要請があったことから、その旨会員に対し周知を行った。

12. 指定資金移動業者の申請・指定に係るアンケートの調査依頼等について

「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、「資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）について、要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとしている。しかしながら、制度開始から1年半が経過しつつある現在においても、指定実績は1件にとどまっている。当該実施計画の基礎となる「規制改革推進に関する答申」（令和6年5月31日 規制改革推進会議）において、適切な労働者保護の必要性に留意しつつ、申請に係る処理を迅速に行うとともに、資金移動業者の指定後、速やかに必要十分な要件のあり方を含めた課題の有無の検証を開始する必要がある。」とされた。6年9月、内閣府規制改革推進室から、協会に対し、資金移動業者である会員に対し、指定資金移動業者の申請・指定に係る課題等についてアンケート依頼があり、アンケートを会員に対し送信した（会員のアンケートへの回答は協会を経由せずに直接内閣府規制改革推進室へ送信）。11月28日に開催された内閣府の「第3回スタートアップ・DX・GXワーキンググループ」において、内閣府規制改革推進室において会員に対し実施したアンケートをとりまとめた「賃金デジタル払いに関するアンケート結果」が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。なお、6月30日現在資金移動業者4社に対し厚生労働大臣による賃金のデジタル

払いに係る指定が行われている。

13. 全銀ネットの「資金決済システム高度化検討ワーキンググループ」及び「全銀システム高度化・データ連携促進に関するワーキンググループ」等について

6年11月、全銀ネットにおいて、「資金決済システム高度化検討ワーキンググループ」が開催され、事務局から、第8次全銀システムの概要及び開発プロジェクトの立ち上げ、A P I ゲートウェイ開発プロジェクトの進捗状況、資金移動業者の新規加盟の承認、統合A T M S S（受取人口座確認の制度化等の実現を進める検討体）の利用者負担軽減に向けた対応状況及び国内外の決済システム・サービスを巡る主な動向について報告があり、意見交換が行われた。

同月、資金決済システム高度化検討タスクフォースが開催され、事務局から上記と同様の内容について説明があり、その後、日銀から「決済システムレポート2024」、メンバー等から「全銀システムの将来像に関する検討」及び「将来の資金決済インフラのあるべき姿」についてプレゼンが行われ、意見交換が行われた。

7年1月10日、全銀ネット有識者会議が開催され、国内外における決済高度化に向けた取組を踏まえた全銀システムの将来像等をテーマとして、事務局説明が行われ、その後意見交換が行われた。協会事務局から（全銀ネットが代読する形で）、全銀ネットに対し、資金移動業者の全銀システムへの加盟承認への謝意とともに、各資金移動業者の全銀システムの参加への検討が一段と進むよう、引き続き前広な情報提供や個々の資金移動業者のビジネスモデルを含め、双方向の対話に関する積極的な対応への協力を要望した。

7年4月、全銀ネットにおいて、次期A P I ゲートウェイの稼働も見据えた全銀システムの追加機能、資金移動業者の参加促進に向けた対応を検討するため、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」及び「全銀システム高度化・データ連携促進に関するワーキンググループ」等が設置された。

14. 個人情報保護法の見直しに関する対応

6年7月、個人情報保護委員会から、「個人情報保護法—いわゆる3年ごと見直しに係る中間整理」のとりまとめが行われパブリックコメントに付されたことから、会員に対し当該中間整理について意見募集を実施した。6年9月、個人情報保護委員会から、パブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対し情報提供を行った。

15. 中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会への対応

(1) 日本銀行において、2年10月に「中央銀行デジタル通貨（C B D C）に関する取組方針」を公表し、実証実験に向けた検討を進め、3年4月から開始した概念実証（5年4月からパイロット実験）の円滑な実施に資するよう、その内容や進捗状況等について民間事業者や政府との情報共有を図るとともに、今後の進め方について協議していくため、「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」（全銀協等の金融団体、F I S C、協会、決済事業者団体、金融庁、財務省、日銀がメンバー）が設置された。

(2) 6年11月、第8回連絡協議会が開催され、事務局から、①パイロット実験の実験用シス

テム構築作業を継続中であり、並行して机上検討を実施していること、②C B D C フォーラムにおいて7つのワーキンググループ（WG）を設置し、K Y Cとユーザー認証・認可のあり方の整理、ユーザーデバイスとU I / U Xのあり方に関する検討などの検討を行っていることについて説明があったほか、④C B D Cを巡る海外の動向について報告があった。これらの説明等の後、メンバーとの間で質疑応答・意見交換が行われた。協会から、第8回の理事挨拶及び事務局説明資料について、会員に対し情報提供を行った。

- (3) 7年6月に第9回連絡協議会が開催され、事務局から、①実験用システムの設計・構築・テストが終了し、実験用システムを使った検証や机上検討を実施中であることや実験用システムの構成と特徴について、また、②C B D C フォーラムの7つのWGにおける2024年度に議論した主な論点（払出・受入の業務要件、C B D C システムと勘定系システム等の接続方式、K Y Cや認証・認可、不正検知機能のあり方、C B D C の導入意義に関する論点、A T Mを用いた現金とC B D C の交換等）について説明があった。また、財務省から、C B D Cに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議において、三つのテーマ（私法上の整理、プライバシーの保護とデータの利活用、民間決済手段との役割分担）について議論を行っている旨説明があり、その後、メンバーとの間で質疑応答・意見交換が行われた。協会から、第9回の理事挨拶及び事務局説明資料について、会員に対し情報提供を行った。

16. キャッシュレス推進協議会への対応について

6年12月、キャッシュレス推進協議会において、我が国におけるキャッシュレスの動向、諸外国におけるキャッシュレス普及に関する施策、キャッシュレスロードマップの進捗状況をとりまとめた「キャッシュレスロードマップ2024」が公表されたことから会員に情報提供を行い、7年2月、2023年度活動報告（「台湾・韓国等のキャッシュレス普及策、請求書カード払いの普及策等」）、2024年度現状報告（「C B D Cの望ましい姿の検討」等）及び2025年の活動予定について説明があった。2023年度活動報告は7年3月、会員に情報提供を行った。

17. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の見直し等について

11月、国税庁から、O E C Dで策定された「共通報告基準（C R S）」の改定に伴い、6年度税制改正において6年3月に改正された「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」（改正実特法）の概要として、資金移動業者である会員に対し、①特定取引に「資金移動サービスのうち、物品の購入又は役務の提供等を受ける場合に、その代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値であって、電子的に価値の移転ができる、発行者に償還請求ができるものの管理に関する契約」が該当すること（ただし、契約において、残高の合計額が上限額（100万円相当額）以下であることが定められていることなど3要件のすべてを満たすものは特定取引から除外されること）、②施行日（8年1月1日）以降、顧客が資金移動業者との間で特定取引を行う際には、居住地国の名称等一定の事項を記載した届出書の提出が必要なこと、③報告金融機関は報告対象契約がある場合、一定の事項を記載した報告を税務当局に行う必要があること等について説明があり、事前質問に対する回答が

あった（52社、132名参加）。

7年4月、2回目の国税庁による改正実特法の概要に関する説明会が開催され、資金移動業者である会員に対し、①各国税務当局間の自動的情報交換制度の概要やO E C D公表資料②新規届出書、任意届出書及び異動届出書の記載事項、確認書類、確認義務等について、③個人既存低額特定取引、個人既存高額特定取引、法人既存特定取引の際に、必要な住所等所在地国の確認に必要な手続、④記録の作成・保存、④その他の改正の概要について説明があり、事前質問に対する回答があった（58社、170名参加）。

18. 消費者被害の発生又は拡大防止に資する情報提供について

消費者庁から金融庁に対し、消費者安全法第38条第2項の規定に基づき、6年10月、①「S N SでP R投稿をすると報酬がもらえる」とエステサロンで勧誘する事業者が生じさせていた消費者事故等について、②ウェブサイト上では適正かつ低額な料金で駆除作業を行うかのように表示しているが実際には高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者が生じさせていた消費者事故等について、③7年2月、参加費用を支払って「タスク副業」で報酬が支払われるとうたい、実際には高額な追加費用の送金をさせる事業者が生じさせていた消費者事故等について、情報提供があったことを受けて、金融庁から、これらの事業者への送金等の依頼について、その必要性、使途及び業務との関連性を慎重に確認するなど、今後、類似の消費者被害を生じさせる行為に用いられることがないよう、会員に対し周知徹底の依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

19. 外国の金融規制上の問題に関する要望事項

6年7月、金融庁から、同庁の経済連携協定交渉等の国際業務における今後の方針検討の参考とするため、資金決済業者を含む金融業界に対し、各において本邦金融機関等が直面している金融規制に関する問題についての意見・要望について、協会を通じ会員に対し調査依頼が受け、会員に対し金融庁が作成した「諸外国の金融規制に係る要望事項（新規・既存要望、取下げ要望）に関する調査表」を送付し、要望等がある場合には、調査表に記載し協会宛に提出するよう依頼した（要望等はなかった。）。

20. 関係省庁からの要請や提供された情報の会員への周知

金融庁や財務省等関係省庁から周知依頼の要請があった「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について」、「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について」、「国際テロリスト等と関連する取引に関する各種法令等の遵守について」、「大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守」、「下請取引適正化推進月間の実施について」等について会員に対し周知を行った。

IV 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

6年度の会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査については、6年7月、前払式

支払手段発行者 8 社程度及び資金移動業者 2 社程度合計 10 社程度を計画した。会員調査に当たっては、会員との間で日程及び調査方法等について十分な協議・調整を行った上で、6 年度において、前払式支払手段発行者 8 社及び資金移動業者 2 社合計 10 社に対し会員調査を実施した。

V 資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

1. 資金移動業に関する苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員の金融ADR措置のうち、資金移動業関連苦情については、協会における苦情解決処理、資金移動業関連紛争については、平成 22 年 9 月 15 日付で協会と東京三弁護士会（以下「弁護士会」という。）との間で締結した会員の紛争解決措置として「弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用する旨の協定」により同センターを利用し公正かつ迅速に解決することとしている。なお、6 年度は紛争解決措置としての「あっせん・仲裁センター」に対する申立が 7 件あった。

2. お客様相談室

平成 22 年 9 月 30 日に「お客様相談室」を設置した。お客様相談室専用電話回線を設け協会ホームページに利用案内を掲載するとともに、金融ADR措置について、協会における苦情解決処理及び弁護士会の紛争解決措置を利用する会員（資金移動業者）について、協定を締結するとともに利用者への周知に資するため、協会ホームページの利用案内に同会員の「お客様相談窓口（事業者名、電話番号、メール等）」を掲載している（7 年 6 月 30 日現在の掲載先数 65 社 協定締結先数 73 社）。なお、6 年度のお客様相談室扱いは 532 件、うち苦情は 213 件となっている。

3. 資金決済業に関する照会・相談、苦情等への対応及びその集約整理、会員への還元

6 年度の相談・苦情・紛争の受付状況は以下のとおりであり、相談、苦情等に対し適切に対応した。また、平成 24 年 6 月に構築した相談・苦情分析システムにより、相談・苦情の内容等について分析・とりまとめを行い、5 年度の分析結果は 6 年 8 月に、6 年度上期の分析結果は 7 年 1 月に会員に対しフィードバックした。

区分	受付件数			うちお客様相談室扱い		
	前払式 支払手段	資金移動	その他	前払式 支払手段	資金移動	その他
相談	1,761	1,162	325	274	122	51
苦情	270	93	177	-	68	145
紛争	7	-	7	-	-	-
計	2,038	1,255	509	274	190	196
						146

4. 金融トラブル連絡調整協議会

7 年 2 月に「第 67 回金融トラブル連絡調整協議会」が開催され、6 年度上期の各指定紛争

解決機関の業務実施状況、「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口（金融ADR機関）一覧」の作成について、指定紛争解決機関における苦情処理手続の対応について、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。7年6月に「第68回金融トラブル連絡調整協議会」が開催され、各指定紛争解決機関の業務実施状況、金融ADR機関の連携について、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。

(注) 金融トラブル連絡調整協議会(事務局：金融庁)は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善につなげることを目的として設置され、平成12年9月から消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されている。

VI 前払式支払手段に係る情報提供事項の周知

1. 資金決済法第13条第2項の規定に基づき、協会は、会員が発行する前払式支払手段の苦情相談窓口等の情報提供事項について会員の委託を受け協会ホームページにおいて代替周知を行っている。6年度も、会員からの委託に基づき、発行者に代わり協会ホームページで利用者への周知を行った。

周知受託会員 93社 290前払式支払手段（7年6月30日現在）

2. 前払式支払手段発行者は、3年5月に施行された改正資金決済法第13条第3項及び前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2第1項において、前払式支払手段に係る利用者資金の保全に関する事項及び不正取引（無権限取引）が行われたことにより発生した損失の補償方針について、利用者へ情報提供することが義務づけられた。協会は、同内閣府令23条の2第3項の規定に基づき会員の委託を受けて、当該情報提供事項について協会ホームページで代替周知を行っている。6年度も会員からの委託を受けて、上記情報提供事項について、協会ホームページで利用者への周知を行った。

利用者保護措置に係る周知受託会員 87社（7年6月30日現在）

VII 資金決済業に関する調査・研究

1. 第26回発行事業実態調査統計

第三者型発行者及び自家型発行者2,060者を対象に5年度の前払式支払手段の発行状況等の実態について調査を実施し、「第26回発行事業実態調査統計（令和5年度版）」としてとりまとめて、10月28日に協会ホームページに掲載・公表した。同調査統計においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する金融庁の対応指針において前払式支払手段発行者等に対し合理的配慮の提供等に関して適切に対応することが求められるとともに具体的な取扱いが示されていることを踏まえ、新たな調査項目として障害者に対し合理的な配慮や環境整備を行った事例を追加し、この調査結果についても記載した。

2. 第7回送金サービスに関する調査

平成24年を初回としてこれまで6回にわたり実施した送金サービスに関する調査においては、出身地を日本とする回答者が約98%程度を占めており、主として母国送金業務を取り扱っている複数の会員から、在留外国人の送金サービスの利用の実態等が十分に反映されていない状況にあるとして、これまで繰り返し在留外国人を対象とした調査の要望が寄せられてきたところである。こうしたことを踏まえ、第7回送金サービスに関する調査は、在留外国人を対象とした調査を行うこととし、会員との間で調査項目等について意見交換を行い、在留外国人の送金サービスの利用実態とともに併せて地下送金を利用しないための注意喚起として地下送金の状況についても調査を行いとりまとめて、所要の手続を経て、7年4月に「在留外国人の国外送金に関する実態調査2025年結果報告書」を協会ホームページで公表した。当該報告書には、在留外国人の送金目的、資金移動業者を使う理由、主に使う国外送金手段、マイナンバーカードの保有状況、本人確認方法、スマホによるICチップ読み取りの可否、地下送金の違法性の認識等が記載されている。

VIII 資金決済業に関する広報・啓発活動

1. 金融庁・財務局と連携した資金決済法等に関する説明会の開催及び協会事業活動の広報

資金決済法等に関する普及啓発、広報活動の一環として、金融庁の協力の下、平成24年から、全国の10の財務（支）局及び沖縄総合事務局と共に、前払式支払手段発行者向けに「資金決済法等に関する説明会」を開催しており、財務局等から前払式支払手段発行者に係る登録・変更届出等の諸手続、払戻し、情報提供等に関する説明を行うとともに、あわせて協会から事業活動の広報を行ってきた。3巡目までは完了し、4巡目となる開催は、令和2年の新型コロナ感染症の拡大により北陸、北海道、東北の3局との説明会を延期したところである。6年から再開し、6年4月に北海道財務局、6月に東北財務局との間でリアルとオンラインを併用した「資金決済法等に関する説明会」を開催した（北陸財務局との共催説明会は、令和6年能登半島地震により延期）ところである。

金融庁の協力の下、6年度から以下のとおり5巡目となる「資金決済法等に関する説明会」を開催した。

(1) 「資金決済法等に関する説明会（関東財務局との共催）」（6年10月30日）

テーマ：挨拶、登録・届出・変更届出等の諸手続について、払戻手続について、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る手続等について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動の概要について

参加者 会場出席 72事業者 オンライン参加 260事業者 計332事業者

(2) 「資金決済法等に関する説明会（近畿財務局との共催）」（7年1月20日）

テーマ：挨拶、資金決済に関する法律の概要について、登録・届出・変更届出等の諸手続について、基準日報告書及び発行保証金の供託等について、払戻手続等について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動の概要について

参加者 105事業者 計200名（オンラインを含む）

(3) 「前払式支払手段等に関する説明会（東海財務局との共催）」（7年4月10日）

テーマ：挨拶、前払式支払手段の諸手続に関する留意事項について、発行事業実態調査・

利用実態調査及び協会の事業活動の概要について

参加者 会場出席 23 事業者 オンライン参加 93 事業者 計 116 事業者 135 名

(4) 「資金決済法等に関する説明会（福岡財務支局との共催）」（7年5月23日）

テーマ：挨拶、登録・届出・変更届出等の諸手続について、払戻手続における留意点について、発行に関する報告書について、立入検査における指摘事項の動向について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動の概要について

参加者 会場出席 17 事業者 オンライン等参加 38 事業者 計 55 事業者 84 名
(ご参考)

<全国財務局等での共催説明会への参加者合計>

1巡目 654 事業者 840 名 2巡目 742 事業者 897 名 3巡目 730 事業者 928 名 4巡目 783 事業者（北陸局を除く）

2. 消費者団体等への研修会等への講師派遣

6年7月、北海道消費者協会が主催する「令和6年度消費生活リーダー養成講座（第61期）」に協会職員を講師として派遣し、前払式支払手段と資金移動業の規制の概要及びよくあるトラブル事例等についてについてオンラインで説明を行った（一般消費者等11名参加）。

3. 地下送金撲滅ポスターの協会ホームページへの掲載

5年3月以降、外国人労働者の母国への送金業務を主として取り扱っている複数の資金移動業者が集まり、協会及び金融庁も参加し、地下送金等に関する情報共有・意見交換、地下送金の抑制策等について検討を行ってきたところであり、地下送金を抑制するための対策の一つとして、地下銀行による送金は違法かつ危険で犯罪であること等を記載した地下送金撲滅ポスター（金融庁後援及び協会の名義入り）を作成し、7月2日に協会ホームページに掲載した。

4. 前払式支払手段に係る払戻し等に関する情報及び資金移動業の廃止等に関する情報の利用者への周知・広報

前払式支払手段の払戻し及び還付又は資金移動業の廃止等に関する情報を利用者へ周知するため、協会ホームページのトップページ「前払式支払手段についてのお知らせ」又は「資金移動業についてのお知らせ」において、会員発行者の払戻しに関する情報及び会員以外の払戻しに関する情報並びに還付に関する情報、資金移動業の廃止に関する情報を掲載した。（6年度の掲載件数、前払式支払手段の払戻し：会員 21 件 会員以外の発行者 186 件 合計 207 件、前払式支払手段の還付：会員以外 6 件、資金移動業の廃止 会員 4 件）

5. 協会ホームページの会員紹介コーナーへの追加掲載

会員からの要望を受けて、協会ホームページの消費者向けコーナーに「会員の発行する前式支払手段」及び「会員が行う資金移動サービス」を掲載し、事業者向けコーナーに「前払式支払手段の製造等に関わる協会会員一覧」、「発行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」及び「履行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」

を掲載し、消費者・事業者向けに会員に関する情報を提供しているところである。6年9月、会員に対し会員紹介コーナーの追加・変更等の要望について募集を行い、要望があった事項に係る会員に関する情報について同コーナーに掲載した。（6年度の新規・変更・削除は13社13件、掲載会員数合計109社）

6. 「協会ニュース」の発行

第42回（通巻85号・6年7月）

6年新年集いの会を開催、理事会（第166回、第167回）、総務委員会（第56回、第57回）、金融庁との意見交換会（前払式支払手段発行者関係）を開催、セミナーを開催（第66回、第67回、第68回）、資金移動業の実務担当者向け研修会を開催、前払式支払手段の実務担当者向け研修会を開催、財務局との共催説明会を開催（北海道財務局・協会共催）、マネー・ローダーリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）を策定及び公表、犯罪による収益の移転防止に関する法律Q&A＜第3版＞を掲載、外国為替及び外国貿易法Q&A＜第3版＞を掲載、前払式支払手段の利用実態調査2024年結果報告書を公表 ほか

第43回（通巻86号・6年11月）

第30回定期社員総会、懇談会を開催、理事会（第168回、第169回、170回）を開催、総務委員会（第58回、第59回）を開催、政策委員会（第42回）を開催、財務局との共催説明会を開催（東北財務局・協会共催）、岩手県立県民生活センター及び北海道消費者協会での消費生活相談員等向け研修会への講師派遣、資金移動業のしおり（第7版）を発行、地下送金撲滅ポスターを協会ホームページに掲載、協会ホームページの「ネット上で使えるプリカを悪用した詐欺にご注意」に「返金詐欺」を追加、資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関するとりまとめ結果を公表 ほか

第44回（通巻87号・7年3月）

令和7年賀詞交歓会を開催、理事会（第171回）を開催、総務委員会（第60回）を開催、金融庁との意見交換会を開催、財務局（関東）との共催説明会の開催、前払式支払手段の実務担当者研修会を開催、セミナーを開催、マネロン担当役員向け説明会を開催、第26回発行事業実態調査統計を公表、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループの状況 ほか

7. 「決済協速報」の配信

資金決済業に関する金融審議会等の諸会議に関する情報、資金決済業に関する政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメントに伴う会員への意見募集の実施、パブリックコメントの結果等に関する情報提供、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への届出・報告に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に、決済協速報に記載し、6年度は71回、会員にメール配信した。

IX セミナー・研修等の実施

1. セミナー等の実施

(1) 第69回セミナー（6年10月8日）（オンラインで開催）

「マイナンバーカードの「安全・便利なオンライン取引」構想を進めるために」

（主な講演内容）

- ・マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）
- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画、公的個人認証サービスについて（概要・メリット、利活用事例、デジタル認証アプリ、スマートフォン搭載等）、非対面の本人確認手法の原則JPKI一本化、基本4情報提供サービス、マイナポータルAPI等

講師：デジタル庁 参事官補佐 烏山 高典 氏

参加者 85社 320名

(2) 第70回セミナー（6年11月26日）（オンラインで開催）

- ・挨拶 金融庁総合政策局 資金決済モニタリング室長 松島 義光 氏

＜第1部＞「特殊詐欺被害等の防止対策等に関するセミナー」

① 特殊詐欺の現状及びPOS Aカードを利用した特殊詐欺等について

（講師）警視庁 特殊詐欺対策本部 抑止対策・支援担当管理官 佐藤 孝重 氏

② 不当・法外な料金請求におけるぼったくり被害の現状等について

（講師）警視庁 組織犯罪対策部 犯罪収益対策課 警部補 井芹 光俊 氏

＜第2部＞「不正利用対策等の取組事例等に関する勉強会」（事例発表）

① コード決済業界における金融犯罪事案の変遷と対策

LINE Pay株式会社 執行役員 オペレーション統括本部 本部長 志手 啓祐 氏

② フィッシングリスク軽減のためのパスキー活用法とメルカリの実績

株式会社メルペイ IDP プロダクトマネージャー 大井 光太郎 氏

参加者 86社 276名

(3) 第71回セミナー（7年4月17日）（オンラインで開催）

「金融分野におけるサイバーセキュリティの強化について」

（主な講演内容）

- ・我が国の金融分野を取り巻く脅威
- ・金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた取組
- ・金融機関に望まれる対応

講師：金融庁総合政策局リスク分析総括課 ITサイバー・経済安全保障管理官室

金融証券検査官 林 健太郎 氏

参加者 87社 321名

(4) 第72回セミナー（7年6月18日）（オンラインで開催）

演題等 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に関する取組について

（主な内容）

挨拶 金融庁総合政策局 資金決済モニタリング室長 松島 義光 氏

＜パネルディスカッション＞

ファシリテーター

L I N E P a y 株式会社

オペレーション統括本部 本部長 志手 啓祐 氏

登壇者 株式会社セブン銀行 金融犯罪対策部 部長 島田 康彦 氏

「金融犯罪抑止活動への取組」

登壇者 楽天E d y 株式会社 執行役員／

楽天ペイメント株式会社 サイバーセキュリティ部 部長 赤鹿 秀樹 氏

「楽天 Edy/楽天ペイメントの不正対策」

参加者 88社 330名

2. 前払式支払手段発行者の実務担当者向け研修会の開催

6年10月（2日間）、7年5月に会員である前払式支払手段発行者の実務担当者を対象にオンラインによる研修会を開催し、前払式支払手段の概要、登録・届出等の諸手続、情報提供、払戻し及び発行保証金の供託等について詳しく説明した。

(1) 第33回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（6年10月2日、3日）

テーマ：資金決済法の概要、前払式支払手段の概要（定義、媒体、適用除外、主な最近の改正）、会員へ提供される参考資料等、前払式支払手段の実務（登録・届出・変更届出等の諸手続、登録申請書記載例、情報提供、電子移転可能型前払式支払手段、委託先に対する指導、払戻し、帳簿の作成・保存、報告書の提出、供託・保全契約、発行保証金の取戻し等）

参加者 10月2日 74社 228名 10月3日 70社 218名

(2) 第34回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（7年5月13日）

テーマ：資金決済法の概要、前払式支払手段の概要（定義、媒体、適用除外、主な最近の改正）、会員へ提供される参考資料等、前払式支払手段の実務（登録・届出・変更届出等の諸手続、登録申請書記載例、情報提供、電子移転可能型前払式支払手段、委託先に対する指導、払戻し、帳簿の作成・保存、報告書の提出、供託・保全契約、発行保証金の取戻し等）

参加者 74社 330名

3. 資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

7年5月、会員である資金移動業者の実務担当者を対象にオンラインによる研修会を開催し、資金移動業の概要、登録申請等の諸手続、履行保証金の供託等・取戻し、利用者保護措置等について詳しく説明した。

(1) 第8回「資金移動業者実務担当者向け研修会」（6年5月9日）

テーマ：資金移動業の概要（定義、具体例、種別）、登録申請等の諸手続（登録申請書記載例を含む）、業務実施計画の認可、履行保証金の供託等・取戻し、情報の安全管理、利用者保護措置、金融ADR、帳簿書類の作成・保存、諸報告、廃止の届出、資金決済制度等WG、CRSの概要、犯罪収益移転防止法・外為法ほか

参加者 67社 261名

X 組織運営の円滑化等

1. 理事会の開催

- (1) 第169回（6年8月2日）
 - ① 新規入会会員の承認の件
 - ② 令和5年度事業報告等の承認の件
 - ③ 令和4年度計算書類等の承認の件
 - ④ 第30回定時社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件
 - ⑤ 総務委員会及び政策委員会の委員選任の件
 - ⑥ 第30回定時社員総会のライブ配信の実施の件
 - ⑦ 相談・苦情等の受付状況について
 - ⑧ 会員の異動状況について
- (2) 第170回（6年9月10日）
 - ① 会長の選定の件
 - ② 副会長の選定の件
 - ③ 専務理事及び業務執行理事の選定の件
 - ④ 新規入会会員の承認の件
 - ⑤ 総務委員会の委員選任の件
 - ⑥ 役員報酬等に関する細則の一部改正及び役員（特別理事及び常任理事）の具体的な月額報酬の改定に係る承認の件
 - ⑦ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」について
 - ⑧ 会員の異動状況について
- (3) 第171回（7年1月10日）
 - ① 新規入会会員の承認の件
 - ② 総務委員会の委員選任の件
 - ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）の改訂等の件
 - ④ 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
 - ⑤ 会員の資金移動業者に対する行政処分について（現状報告）
 - ⑥ 相談・苦情等の受付状況について
 - ⑦ 会員の異動状況について
- (4) 第172回（7年3月27日）
 - ① 新規入会会員の承認の件
 - ② 自主規制委員会の委員選任の件
 - ③ 協会規程の一部改正の件
 - ④ 令和6年度収支予算書の一部変更の件
 - ⑤ 在留外国人の国外送金に関する実態調査（2025年）結果報告書について

- ⑥ 協会ホームページの更新について（現状報告）
 - ⑦ 前回理事会報告事項に対する事後質問について（ご回答）
 - ⑧ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）の改訂等について（現状報告）
 - ⑨ 会員の異動状況について
- (5) 第173回（7年6月24日）
- ① 新規入会会員の承認の件
 - ② 令和7年度事業計画書（案）及び令和7年度収支予算書（案）の承認の件
 - ③ 総務委員会、政策委員会、自主規制委員会及び審査委員会の委員選任の件
 - ④ 顧問の選任の件
 - ⑤ 協会ホームページの更新の件
 - ⑥ 外部専門家を活用した不正利用防止対策に係る取組の件
 - ⑦ 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
 - ⑧ 会員の異動状況について
- （注）⑥の議案「外部専門家を活用した不正利用防止対策に係る取組の件」については、理事から「外部専門家を活用せずに、会員と協会が連携した不正利用防止対策に係る取組」への修正案の提示があり、理事会での審議の結果、修正案で決議された。

2. 社員総会の開催

- (1) 第30回定時社員総会（6年9月10日）
- ① 令和5年度事業報告の報告の件
 - ② 令和5年度計算書類の承認の件
 - ③ 令和6年度事業計画書及び令和6年度収支予算書の報告の件
 - ④ 理事18名選任の件
 - ⑤ 監事2名選任の件
 - ⑥ 役員（特別理事及び常任理事）の月額報酬の総額上限の承認の件

3. 総務委員会の開催

- (1) 第59回（6年7月19日）
- ① 副委員長の選定について
 - ② 令和5年度事業報告（案）及び計算書類（案）について
 - ③ 令和5年度の相談・苦情等の受付状況について
 - ④ 会員の異動状況について
 - ⑤ その他
- (2) 第60回（6年12月11日）
- ① 令和6年度（11月30日まで）事業進捗状況について
 - ② 令和6年度（11月22日までの相談・苦情等の受付状況について
 - ③ 会員の異動状況について

④ その他

(3) 第61回（7年3月5日）

- ① 令和6年度（2月26日まで）事業進捗状況について
- ② 7年度事業計画書（たたき台）について
- ③ 令和6年度（2月21日まで）の相談・苦情等の受付状況について
- ④ 会員の異動状況について
- ⑤ その他

(4) 第62回（7年6月5日）

- ① 委員長の選定について
- ② 令和6年度（5月28日まで）事業進捗状況について
- ③ 令和7年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について
- ④ 令和6年度（5月16日まで）の相談・苦情等の受付状況について
- ⑤ 会員の異動状況について

4. 政策委員会の開催

(1) 第43回（7年4月25日）

- ① 委員長の選定について
- ② 協会ホームページの更新について
(新ホームページのコンセプトとコンセプトに基づくイメージの提案)
- ③ 資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等のとりまとめ・公表について

(2) 第44回（7年6月9日）

- ① 令和7年度事業計画（案）<広報・啓発活動、セミナー・研修等及び調査・研究>について
- ② 協会ホームページの更新について（画面デザイン、メニュー構成等）
- ③ 外部専門家を活用した不正利用防止対策に係る取組について
- ④ その他

5. 懇談会の開催

6年9月10日にホテルグランドヒル市ヶ谷において定時社員総会後の懇談会を開催した。

懇談会では、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、清水フィンテック参事官の挨拶があり、安藤副会長の乾杯の発声の後、懇談が行われた（出席者107名）。

7年1月10日にホテルグランドヒル市ヶ谷において令和7年賀詞交歓会を開催した。賀詞交歓会では、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、屋敷総合政策局長から挨拶があり、安藤副会長の乾杯の発声の後、懇談が行われた（出席者170名）

協会業務の更なるデジタル化を進め、会員や協会役員等の一層の負担軽減・利便性向上、業務の効率化等につなげていくため、6年1月に開催された理事会の議事録から電磁的記録による作成及び会長及び監事の電子署名を開始したところである。また、6年9月10日に開催された第30回定期社員総会で選任された理事・監事及び同日に開催された理事会において選定された会長（代表理事）に係る登記をオンラインで行うために、東京法務局から代表理事に係る商業登記電子証明書を取得し、東京法務局にオンラインによる役員変更の登記申請を行い、申請どおりに変更登記が行われた。

XII 会員及び役員の状況

1. 会員の状況

令和7年6月30日現在の会員の状況は、第一種会員が261社、第二種会員が83社、合計344社である。

2. 会員の異動

(1) 入会

当期中に以下のとおり11社の入会があった。

（内訳）

第一種会員 5社

	会社名	入会日
1	株式会社スギ薬局	令和6年 8月 2日
2	ペイオニア・ジャパン株式会社	令和7年 1月 10日
3	S o l o m o n C a p i t a l J a p a n 株式会社	令和7年 1月 10日
4	株式会社サンエー	令和7年 3月 27日
5	マネーフォワードケッサイ株式会社	令和7年 3月 27日

第二種会員 6社

	会社名	入会日
1	一般社団法人糸魚川市デジタル地域通貨振興協会	令和6年 8月 2日
2	株式会社JCA	令和6年 9月 10日
3	カバー株式会社	令和6年 9月 10日
4	グローバルブルー・ティエフエス・ジャパン株式会社	令和7年 3月 27日
5	住友商事株式会社	令和7年 6月 24日
6	TK百貨店準備株式会社	令和7年 6月 24日

(2) 退会

当期中に以下のとおり19社の退会があった。

（内訳）

第一種会員 7社

	会社名	退会日
1	株式会社ヤマザワ	令和6年 8月 31日

2	株式会社エンペイ	令和6年10月31日
3	株式会社イオン銀行	令和7年 2月27日
4	株式会社ジェイアール東海ツアーズ	令和7年 2月28日
5	I Cペイメントジャパン株式会社	令和7年 5月16日
6	株式会社ELEMENTS	令和7年 6月20日
7	株式会社U C S	令和7年 6月30日

第二種会員 12社

	会社名	退会日
1	クイックジャパン株式会社	令和6年 7月23日
2	株式会社ヤマダファイナンスサービス	令和6年 8月 5日
3	GMOコイン株式会社	令和6年 8月31日
4	オリックス株式会社	令和6年 8月31日
5	ヒューマンアカデミー株式会社	令和7年 1月31日
6	キャナルペイメントサービス株式会社	令和7年 3月31日
7	株式会社アイエスアイ	令和7年 4月11日
8	たまご&カンパニー株式会社	令和7年 4月22日
9	株式会社マネーフォワード	令和7年 4月30日
10	グローリーナスカ株式会社	令和7年 5月31日
11	G e N i E 株式会社	令和7年 6月30日
12	Ria Financial Services Japan株式会社	令和7年 6月30日

(3) 種別変更

当期中に以下のとおり第二種会員から第一種会員に変更した会員が5社あった。

	会社名	変更日
1	株式会社M e d i a B a n k	令和6年 6月 5日
2	ビリングシステム株式会社	令和6年11月14日
3	株式会社アイビーネット	令和7年 1月31日
4	株式会社ネットスターズ	令和7年 3月19日
5	株式会社デジタルフィンテック	令和7年 6月25日

当期中に以下のとおり第一種会員から第二種会員に変更した会員が5社あった。

	会社名	変更日
1	グローリーナスカ株式会社	令和7年 1月31日
2	株式会社マネーフォワード	令和7年 2月28日
3	株式会社アイエスアイ	令和7年 3月31日
4	たまご&カンパニー株式会社	令和7年 4月 1日
5	L I N E P a y 株式会社	令和7年 6月30日

(4) 商号変更

当期中に以下のとおり商号が変更された会員4社あった。

	新商号	旧商号	変更日
1	ハンパス・ジャパン株式会社	トランシリミッタンス株式会社	令和6年 6月10日
2	株式会社トワライズ	山陰信販株式会社	令和6年 7月23日
3	株式会社U S E N - A L M E X	株式会社アルメックス	令和6年 9月 1日
4	株式会社Y e n y	株式会社U L T R A	令和6年10月23日

(5) 会員名簿

令和7年6月30日現在の会員名簿は別添1のとおりである。

3. 役員の状況

令和7年6月30日現在の役員の状況は、理事16名、監事1名であり、役員名簿は別添2のとおりである。

4. 役員の異動

当期中に以下のとおり役員の異動があった。

(1) 辞任

令和7年2月27日付

理事 山元 環樹（イオンリテール株式会社営業企画本部W A O N 推進部 部長）

令和7年6月20日付

理事 小古井 章（東日本旅客鉄道株式会社マーケティング本部 戦略・プラットフォーム部門長）

令和7年6月30日付

監事 宇都宮 祐子（株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション取締役営業部長）